

○国見町要保護準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(平成 19 年 4 月 1 日教育委員会訓令第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 4 条第 3 項並びに学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 25 条及び第 40 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象費目)

第 2 条 対象費目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (4) 体育実技用具費
- (5) クラブ活動費
- (6) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (7) 新入学児童生徒学用品費等
- (8) 修学旅行費
- (9) 学校給食費
- (10) 医療費
- (11) 独立行政法人日本スポーツセンター掛金

(補助金額)

第 3 条 前条に掲げる補助対象経費に係る補助金の額は、国の定める要保護児童生徒就学援助費補助額の範囲内とする。

(補助対象者)

第 4 条 国見町内に住所を有し、国見町立の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者が、次のいずれかに該当するものとする。

2 児童又は生徒の保護者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する者

3 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者で、前年度所得が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に属する者

- (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- (2) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- (3) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (4) 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
- (5) 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
- (6) 国民年金法第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金掛金の減免
- (7) 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (8) 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- (9) 世帯更正貸付補助金による貸付

4 次のいずれかに該当する者で、前年度所得額が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に属する者

- (1) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (2) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
  - (3) PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
  - (4) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
  - (5) 経済的な理由による欠席日数が多い者
- 5 その他教育委員会が特に補助する必要があると認める者  
(受給申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助受給申請書及び必要添付書類を、学校又は教育委員会に提出し申請するものとする。またその際、学校長は申請書に基づき、世帯票を作成するものとする。

(補助金認否の決定)

第6条 前条の申請を受けたときは、その内容を審査し補助の認否を決定のうえ学校長及び申請者にその旨通知するものとする。

(補助期間)

第7条 この就学援助費の補助期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終了するものとする。

2 補助期間の中途から認定を受けた者については、申請書受領月から支給対象とする。  
(認定の取消し)

第8条 受給者が偽り、その他不正行為により補助金を受けた場合及び、補助金を適切に使用しない場合には認定を取り消すものとする。

2 年度中途において、世帯の経済状況の好転等による辞退又は町外への転学等により補助を必要としなくなったときは認定を取り消すものとし、学校長はその旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(補助金の支給方法)

第9条 学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、学校給食費は、合算し3学期に分けて支給する。その他の補助対象費目についてはその都度支給するものとする。ただし修学旅行費については小学校6年間及び中学校3年間で、校外活動費(宿泊に伴うもの)については学年を通じて、それぞれ1回を限度とする。

2 医療費については、医療機関からの請求に基づき、当該医療機関に直接支払うものとする。

3 医療費のほかの費目については、保護者に支給するものとする。ただし保護者に支給することによって児童生徒の就学に支障が生じる場合には、学校長が直接支払い及び児童生徒に現物を支給することができる。

(委任事項)

第10条 学校長は保護者の委任に基づき、補助金を代理受領できるものとする。

(個人支給明細書の作成及び保管)

第11条 学校長は当該児童生徒に係る援助費補助個人支給明細書を作成し保管するものとする。

2 学校長は事業終了後速やかに、前項に定める援助費個人支給明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。